

○富田林市奨学金条例

昭和43年10月12日

条例第26号

最近改正 平成8年3月29日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、教育の機会均等を得さすため、能力があるにもかかわらず、経済的理由のために高等学校の修学に困難な者に対し、奨学金を給付することを目的とする。

(奨学金)

第2条 奨学金は、富田林市奨学基金から生ずる収益をもつてこれにあてる。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び高等専門学校に在学する者
- (2) 本市に住所を有する者の保護する生徒
- (3) 向学心に富み、学業に精励し、修学の見込みのある者

(手続)

第4条 奨学生を希望する者は、在学又は出身学校の学校長の推せんを受け、教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

(市奨学金審査会)

第5条 奨学生の適正な選考を図るため、委員会に市奨学金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、次に掲げる者をもつて組織し、委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市立小中学校長の代表
- (2) 学識経験者

(3) 市の職員

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、審査会の審査結果に基づき、委員会が決定する。

(給付額)

第8条 奨学金の給付額は、1人年額40,000円とし、新一年生にあつては、入学支度金として10,000円を別に給付する。

(奨学金の停止、廃止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付を停止又は廃止することができる。

(1) 正当な理由がなくて長期欠席し、又は転校若しくは退学したとき。

(2) 傷病その他の理由により卒業の見込みがないと認められるとき。

(3) 奨学金の給付が不必要となつたとき。

(4) その他委員会が給付を不相当と認めたとき。

(奨学金の返還)

第10条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生がこの条例の規定に反したときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例について必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 経済情勢の変化に伴い、富田林市奨学基金の運用から生ずる収益が急激に低下することにより、本事業の円滑な運営に支障をきたす場合に限り、第2条中「富田林市奨学基金から生ずる収益をもつてこれにあてる。」とあるのは「当該年度の富田林市一般会計予算に定める額の範囲内で給付する。」とする。

附 則 (昭和55年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第5号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第6号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第4号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

○富田林市奨学金条例施行規則

昭和43年10月26日

教委規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、富田林市奨学金条例(昭和43年条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請の手続)

第2条 条例第4条の規定により奨学生を希望する者は、次の各号の書類を添えて教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書(第1号様式)
- (2) 推せん調書(第2号様式)
- (3) 保護者の所得状況がわかる書類
- (4) その他委員会が必要とする書類

(受付)

第3条 奨学生の受付は、毎年3月10日から4月10日までの期間とする。

(通知)

第4条 委員会が奨学生を選定したときは、奨学金給付認定通知書をもつて本人に通知する。

(給付)

第5条 奨学金の給付は、年度に1回とし、7月に年額を本人又は保護者に給付する。

2 奨学金の給付を受ける者は、奨学金給付認定通知書と印鑑を持参し、当該学校長の発行する在学証明書を委員会に提出しなければならない。

(届出)

第6条 奨学生は、次に掲げる事項については、速やかに教育長に届出なければならない。

- (1) 住所の変更その他身上に関する異動事項

(2) その他教育長が照会した事項

第7条 奨学生が休学、転校又は退学しようとするときは、その理由を書き、保護者又は扶養者の連署をもって、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

(給付を受ける期間)

第8条 奨学金の給付を受ける期間は満1年とし引き続いて支給を希望する者は、第2条に規定する書類を提出して継続申請をしなければならない。

(適用の禁止)

第9条 大阪府育英会等の他の奨学金の支給を受ける者は、本規則の適用を受けることはできない。ただし、特に修学困難な者については、この限りでない。

2 高等学校等就学費の支給を受ける者も前項本文と同様とする。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日以降の進学生から適用する。

附 則 (昭和44年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年教委規則第19号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式及び第2号様式 略